



# 2019年1月 地震保険改定のご案内

地震保険の始期日が**2019年1月1日以降**となるご契約<sup>※</sup>から、以下の改定を行いますのでご案内いたします。

※2019年1月1日以降に、地震保険の更改または自動継続を迎える契約を含みます。

## 1. 地震保険料の改定

震源モデルの見直しをはじめとした各種基礎データの更新などを背景に、地震保険の保険料水準につきまして見直しを行いました。なお、地震保険の保険料につきましては、お客さまのご負担を抑えるため**3段階に分けて料率改定を行っています**（1回目の改定は2017年1月に実施済みであり、今回の改定はその2回目にあたります）。

【年間保険料例】（保険期間1年、地震保険金額1,000万円あたり、割引適用なしの場合）

都道府県	I構造 (火災保険の構造級別：M構造・K構造・T構造・A構造・B構造またはM級・1級・2級・特級)			II構造 (火災保険の構造級別：H構造 <sup>※1</sup> ・C構造・D構造または3級 <sup>※1</sup> ・4級)		
	改定前保険料 <sup>※2</sup>	改定後保険料	差額	改定前保険料 <sup>※2</sup>	改定後保険料	差額
岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、長野県、滋賀県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県	6,800円	7,100円	+ 300円	11,400円	11,600円	+ 200円
福島県	7,400円	8,500円	+ 1,100円	14,900円	17,000円	+ 2,100円
北海道、青森県、新潟県、岐阜県、京都府、兵庫県、奈良県	8,100円	7,800円	▲ 300円	15,300円	13,500円	▲ 1,800円
宮城県、山梨県、香川県、大分県、宮崎県、沖縄県	9,500円	10,700円	+ 1,200円	18,400円	19,700円	+ 1,300円
茨城県	13,500円	15,500円	+ 2,000円	27,900円	32,000円	+ 4,100円
大阪府	13,200円	12,600円	▲ 600円	23,800円	22,400円	▲ 1,400円
埼玉県	15,600円	17,800円	+ 2,200円	27,900円	32,000円	+ 4,100円
愛媛県	12,000円	12,000円	+ 0円	23,800円	22,400円	▲ 1,400円
徳島県、高知県	13,500円	15,500円	+ 2,000円	31,900円	36,500円	+ 4,600円
愛知県、三重県、和歌山県	17,100円	14,400円	▲ 2,700円	28,900円	24,700円	▲ 4,200円
千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	22,500円	25,000円	+ 2,500円	36,300円	38,900円	+ 2,600円

※1 火災保険の構造級別が「H構造（経過措置）」または「3級（経過措置）」の場合、II構造よりも保険料負担が軽減されます。

※2 上表の「改定前保険料」は、地震保険の始期日が2017年1月1日～2018年12月31日のご契約の保険料を表示しています。

(注) 保険料は、保険金額、保険期間、保険料払込方法等によっても異なります。お客さまの地震保険料については、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

## 2. 長期係数の見直し

近年の金利状況等を踏まえ、長期係数<sup>※</sup>を下表の通り見直します。

保険期間		2年	3年	4年	5年
長期係数	現行	1.90	2.75	3.60	4.45
	改定後	1.90	2.80	3.70	4.60

※長期係数とは、長期一括払契約（地震保険期間が2～5年）の場合に保険料率に乗じる係数のことです。長期係数に乗じることにより、1年契約に比べ保険料が割安になります。

### 3. 地震保険割引の適用における確認資料の拡大

地震保険割引を適用する際に提出いただく確認資料の範囲を以下のとおり拡大します。現在、地震保険割引を適用していない場合は新たに割引を適用できる可能性があります。

対象割引	範囲拡大の内容
全割引 共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約の満期到来前に保険会社からお客さま宛に送付する満期案内書類（写）</li> <li>・長期契約のお客さま宛に送付する、契約内容確認のお知らせ（写）</li> </ul>
建築年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産売買契約書（写） →宅地建物取引業者を通じて不動産売買契約を行う際に交付される書類です。</li> <li>・賃貸住宅契約書（写） →宅地建物取引業者を通じて不動産賃貸借契約を行う際に交付される書類です。</li> <li>・工事完了引渡証明書（写） →建物の登記申請を行う際に、申請者が登記所に提出する資料です。</li> </ul>

#### <参考> 2017年1月 地震保険改定内容（3段階改定の1回目）

##### 1. 地震保険料の改定

地震保険料率の3段階改定の1回目を2017年1月に実施しました。

##### 2. 地震保険の損害区分の細分化

わずかな損害割合の差分によりお支払いする保険金の額に大きな格差が発生しないよう、損害区分を現行の3区分（全損・半損・一部損）から4区分（全損・大半損・小半損・一部損）に変更しました。

##### 3. 地震保険割引の適用における確認資料の拡大

地震保険割引を適用する際に提出いただく確認資料の範囲を以下のとおり拡大しました。

対象割引	範囲拡大の内容
免震建築物 耐震等級	<p>&lt;確認資料の包括規定化&gt;</p> <p>同じ耐震性を有した建物に対して、より公平な割引適用運営を可能にするため、書類を限定列挙している規定を包括的な規定に見直しました。本見直しに伴い、今後評価機関等が作成する書類が新設された場合にも速やかに確認資料の対象とすることができるようになりました。</p>
耐震等級	<p>&lt;耐震等級が特定できる場合の取扱範囲を拡大&gt;</p> <p>評価機関等が発行する書類だけでは耐震等級がどの等級なのか特定できないが、評価機関等に届け出た書類で耐震等級を特定できる場合、その耐震等級に対する割引を適用できるようになりました。 (例)「住宅性能証明書」では耐震等級が2級か3級か判断できなくても、「設計内容説明書」で耐震等級が3級であることが確認できればその等級が適用できます。</p>
建築年	<p>&lt;確認資料とする証券等の条件を見直し&gt;</p> <p>割引が適用されていることが分かるが、新築年月が確認できない証券等も確認資料の対象になりました。</p>

(注)表中で登録住宅性能評価機関を「評価機関」と省略して表記しています。

・このチラシは2019年1月の地震保険の改定について説明したものです。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
http://www.aioinissaydowa.co.jp/

●ご相談・お申込先

契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

(2017年10月承認)GB17B010545